

# 水 トラスト ニュース

Feb. 2005 vol. 11

## contents

御嵩町の現在	… 1
木曾川流域で今起きていること②	… 5
合併の嵐が去って	… 10
「子ども達にチームワークと作る喜びを」	… 11

# 御嵩町の現在

## 御嵩産廃のいま

田中保

あれから9年目

1996年に起きた町長襲撃の激震からもう9年目に入った。日本中の何処にも見られた一部のボスと土建業者達の結びついた、古い体質の地方政治から脱却し、住民にわかる政治を目指して、町外に候補者を求めて柳川氏を担ぎ出したことから始まった御嵩の民主主義はまだ道半ばである。しかし、柳川町政誕生後の御嵩町はそれ以前の状態からは確実に変わってきた。不幸な町長襲撃事件を経験して自分のまちは町民の意思で守るという人たちが確実に増えてきている。何もなしときは無関心そうな顔をしているが、内面ではそうではない。

国や県の指導で始まった市町村合併についても産廃賛成派のリーダーたちが、可児市郡の合併で様々な動きをしたが、町民はそれにほとんど反応はしなかった。合併が壊れても町民の中からはむ



しろ喜びの声さえあがっていた。このことは御嵩町民の自立の意識の高さでもある。また、町政の情報公開も進み、合併相手先の可児市より負の遺産を整理せよと迫られた「グリーンテクノ」の工場用地も、トヨタ系企業の進出で7割が埋まってきた。負の遺産どころか、大きな収入を生む財産となってきた。

本年度発表された御嵩町の工業出荷額もお隣の瑞浪市を上回っている。まだまだ努力しなければならないことは沢山あるが、着実に少しずつ町は変わってきている。

柳川町政発足時は各種の福祉施設は近隣市町村で最低の状況であったが、いまや県下で有数の整備状況で、民間に運営を委託することで、財政の負担を減らしている。当時、産廃処分場計画を認め業者に30億円提供させ、県に30億円補助金をもらってしか福祉施設を整備することは出来ないとしていた反町長派「福祉の里」の考えはいまや何処にもない。

## 柳川町長の任期

3期目の柳川町長の任期は2007年4月までである。町長の持論は「多選はよくない」といつも言っている。次は新しいひとに御嵩の将来を任せたいとの思いだろう。彼を支えてきた後援者もこれ以上の無理はいえないし、若返りをする必要があると考え始めたが、まだ候補者は見つかっていない。来年は様々な思惑が交錯する年になりそうだ。

町民の中にはまだ柳川氏を望む声も多いが、変わることもなっても処分場建設に反対の立場の候補者でなければ当選は不可能であろう。むしろ町議会議員の資質の向上が望まれる。これは選ぶ方の町民に課せら

れた責任であろう。

## 寿和工業の処分場建設の申請書は

当時の廃棄物検討委員会での県の廃棄物対策課の見解は、まだ申請を受け付けていないとの発言であった。申請書はまだ多くの書類の不備があり（一説には70箇所内の相当数が不備といわれる）、速やかにその補正を求めているところである。だから寿和工業は申請者ではなく申請しようとする者であるとの見解であると述べている。これは岐阜県がまだ寿和工業の申請書は受け付けていないことである。当然、1996年当時より各種の法律も改正されており、これから申請を受け付けることは新しい法律にしたがって行われることにならなければならない。

しかし、県知事は書類不備のひとつである都計法による御嵩町の建設同意を最初に求めた意味は何故なのか。この建設には同じ都計法で県も同意をしなければならぬのに、知事はそれを行っていない。それは建設計画の用地に県道があり、それを廃止または付け替えしなければ建設は出来ない。いまだに知事は県議会に県道の廃止または付け替えの議案を出していないし議決された事実もない。その上業者も書類上の不備を速やかに補正することになっているのに、いまだに補正をして提出された様子もない。いったい県の「速やかに」とは何年の歳月を指すのか承りたい。岐阜県は行政手続法第7条をどのように解釈しているのか。

御嵩町の都計法の回答はすでに明快にされている。町長の回答に住民の意思の重みを乗せた立派な回答である。県は申請した業者にどのような対応をしているのだろうか。いかに役所の仕事とはいえ、やがて十

年にもなろうとする申請書をそのまま生かして受け付けることはないだろう。知事も変わり、担当の部課長も変わって果たしてどのように取り扱うのだろうか。

〈注〉行政手続法

(申請に対する審査、応答)

#### 第7条

行政庁は、申請がその事務所に到達したときは遅滞なく当該申請の審査を開始しなればならず、かつ、申請書の記載事項に不備がないこと、申請書に必要な書類が添付されていること、申請をすることができる期間内にされたものであることその他の法令に定められた申請の形式上の要件に適合しない申請については、速やかに、申請をした者（以下「申請者」という。）に対し相当の期間を定めて当該申請の補正を求め、又は当該申請により求められた許認可等を拒否しなければならない。

## 新知事はこれからどうする

今度の新知事の有力候補者は選挙公報でこんな公約をしている。

県民の皆様の目線で「県政を総点検」します。

「改革の精神」を受け継ぎながら、県民の皆様の目線で全ての政策を総点検し、政策の発展、継続、縮小、廃止、民間への移管などを明らかにします。

もしこの候補者が当選すればこの御嵩産廃の問題をどのように点検するのだろうか。十年にもなろうとするこの問題をいたずらに先送りすることなく不許可を決断していただきたいものである。

行政が業者よりの態度をとり続ければ県下の廃棄物問題は絶対に解決しない。明らかに変わった岐阜市の「善商事件」など典型的な事件で、まだまだ県下には沢山ある。公約の如く県民の目線で「県政の総点検」を行っていただきたい。

必要な処分場を造りたいのならば行政は業者よりの指導では出来ない。県民の側や住民の立場で、全ての情報を公開して行わなければ住民や県民の理解を得られない。それを肝に銘じてことに当たって欲しい。

## 小和沢地区の住民のいま

当時10軒ほどあったこの地区の住民は全ての地区内にあった財産を寿和工業に売却して、美濃加茂市に家を新築しほとんど転居した。いまは一度は転居したが、一人だけ住民票を御嵩町に戻し、元の家に住んでいる。

彼らの移転補償費は業者より果たして払われたのかどうかは判らないが、常識的に見れば移転登記が完了すれば支払が終わったと思われる。もし払われていないのであれば、提訴などして騒ぎが起こるのだが、いまだそのようなことは聞かない。現地はあちこちに「社有地に付き立ち入りを禁ず」の立て札が立っているだけである。

## 環境基本条例と町民

御嵩町の環境基本条例が出来てから1年が過ぎた。現在、環境基本計画の策定や個別条例の検討に入っている。まだ取り立てて個別条例の制定に、成果がある訳ではないが、各種の町民がかかわって勉強している。

最近判ってきたことであるが、町内の廃棄物は笹ゆりクリーンパークで処理している。その負担金が本年度は2000万円も減ってきている。これは資源ごみの分別収集を積極的に行ったことと、町民の廃棄物に対する意識の変化があると感じる。笹ゆりクリーンパークを利用している市町村の中で、唯一負担金を減らしているのが御嵩町であることは自慢できよう。隣の可児市では大幅に負担金の増加になっており、このままでは市の財政の負担になることは明らかである。

一足飛びで全てを解決できないが、一步一步確実に進みたいと私は考えている。

## 水トラストとの交流について

水トラストの皆さんと御嵩町民の一部の人とささやかな交流があるようだが、もっと多くの町民の参加により、大きな交流が出来るようになればいいと考えている。しかし私の不勉強なのか「水トラスト」の活動を、ほとんどといっていいほど知らない。

町民の多くは御嵩産廃処理場の建設について、下流域の皆さんの水を守るために住民投票を行って建設反対をした理由が主であるとは考えていない。御嵩の民主主義が暴力や金で自由にされることに危機感を抱いた結果、民主主義を守るために立ち上がったのが本音である。しかしその当時、下流域の皆さんの応援を頂いて、理不尽な岐阜県と業者の癒着は、下流域の皆さんの命の水を危機に晒していることを気づいたこと

も事実である。投票の結果、「自分だけが利益を得れば他人の迷惑などかまわない」などと思っていた人は、この御嵩には少なかったことを証明されたことにも安堵したことも記憶に残っている。

これからはもっと「水トラスト」の方々と情報交換を密にして交流を深める努力をしなければと考えている。川の流域に住むものとして流れる水を守るため応分の努力をすることは最低の義務である。今後とも上流から下流まで流域の人たちの繋がりを密にすることが望まれる。その方法を話し合う機会をつくる準備会を開くことも一つの方法かもしれない。

(たなかたもつ 小和沢産廃に反対する町民の会代表幹事)



木曾川流域で今起きていること②

## 産業廃棄物不法投棄・善商事件をめぐって

糸土 広

2004年3月、岐阜市内で

日本最大級の産業廃棄物不法投棄がなされていることが発覚した。不法投棄された廃棄物の推定総量が56万7千m<sup>3</sup>、豊島の56万m<sup>3</sup>を抜き、青森秋田の県境に投棄された88万m<sup>3</sup>について日本第2位だという。もともと、廃棄物の質から考えればPCBなど毒性の高い物質を大量に含んでいた豊島を超えるところはないかもしれない。また、福井県で問題になっている敦賀市の近畿クリーンセンターのように、県が許可した処分場であって不法な増設を繰り返して埋めたてられた廃棄物の総量が119万m<sup>3</sup>に達しているというとてもなくでかい例もある。しかし、いずれにしても不法投棄廃棄物の規模として日本有数の事件である事は間

違いない。

この処分場からの汚水は伊良良川水系に流れこみ、やがては長良川に合流する。木曾・揖斐・長良の木曾3川が流れるエリアを広く木曾川流域だと考えて、今回はこの問題について報告する。寿和工業による御嵩町での巨大産廃処分場計画をぎり押ししようとした梶山岐阜県知事のお膝元で起きた事件であり、善商という産廃業者の誕生にも岐阜県政や岐阜市政が深く関係しているようであり、そういうことから注目し値する事件である。

何故こんなところか。

豊島は瀬戸内海に浮かぶ島、青森岩手県境も人里から離れた山の





ではない。

善商の創業にまつわる数々の疑惑

善商は船戸行雄県議（自民）の肝いりで1987年に創業した。岐阜県土木部の職員が天下って業務の中心になったとされている。翌1988年に開催された岐阜中部未来博の会場を造成するため、旧岐阜刑務所が解体されたが、その時の建設廃棄物を一手に引き受けて10トントラックで2700台分もの処理を行っている。建設廃棄物を中間処理して有価物をリサイクルする優良企業というふれこみで営業を開始したのである。

東海環状自動車道路の建設ルートが事前に漏れた疑いが持たれている。なぜなら、予定ルート上にベタバタと利権目当ての土地取得が行われたのである。当時善商の経営にあたっていた不動産業者や関係者がそこに名を連ねており、椿洞も御望山もその時に取得されていたのである。すなわち、ゴミを埋めてもうけた上に、跡地は

環状道用地として売却ができるという一石二鳥の儲け話だったと推定されるのである。漏洩には県議が関与していた模様で、ルート変更を求める工作が時田元岐阜市長や何人かの県議や市議などによってなされていたとされているうえに、彼らは善商経営陣との交友が深かったとされているだけに疑惑の闇は深く暗い。

こうした背景を知るとなるほどと思うようなことがたくさん起きている。1997年に岐阜市が善商に対して御望山に不法投棄された廃棄物に対して撤去命令を出そうとしたのに対して、岐阜県が「不可能」との見解を示し、市は命令を断念したのである。また、事件発覚後に岐阜市担当職員から名指しで岐阜市議2名から善商に対する指導監督をゆるめるように圧力を受けたという証言がなされている。後に、圧力をかけた市議は4名であったとの別の証言もなされている。（現在までのところこれら市議の名前は公表されていない）

い）

事件が発覚した時、梶原岐阜県知事は責任は全て岐阜市にあるという冷たいコメントを出している。しかし、中部未来博の件、天下一県職員、岐阜県環境部の挙動、県議市議の暗躍、さらには御嵩産廃問題での知事の言動を重ね合わせれば、知事自身が疑惑の渦中にある可能性さえあるものと考えざるを得ない。

でたらめだった善商

善商の悪辣な業態についても簡単にふれておきたい。最大の悪行はもちろん産廃の不法投棄である。すでに述べたように善商は最終処分業の許可を有していないので埋め立て行為は出来ない。椿洞は埋立地の許可も得ていない。そこで不法投棄を隠蔽するために奈良県あたりの処分場に埋め立てを依頼したとするマニフェストが偽造された。マニフェストというのは、廃棄物処理法に定められた5枚複写の伝票のことで、廃棄物を

排出した企業を出発点にして最終処分されるまでの廃棄物の道筋を追跡可能にするためのシステムである。これがあることによって排出企業も最終処分を確認し、不法行為があった場合の処理の責任と義務が明確になったはずなのであるが、二セ伝票が横行しているのである。

善商は相場の3〜6割という安い価格で廃棄物を大量に引き受け、でたらめな処分をする事によって20億円を超える利益を得ていたと推定されている。当初は建設廃棄物が中心だったとされているが、地元住民からの苦情から推定するとかかなり以前から取り扱いは許可を得ていないプラスチック廃棄物なども搬入していたようである。それが2001年以降、ニツカンという三重県名張市の業者が搬入を始めるると急激に悪化したようである。（ニツカンと善商の経営幹部は現在逮捕拘留されている。）

埋めたてられていた廃棄物の排

出者は200を超えると言われているが、その中には岐阜県や岐阜市の公共施設解体物なども含まれている。それらを搬入していた業者の数も100に近いようである。「産廃は安きに流れる」とされ、処理費用が安いところを求めて全国どこへでも流れていくわけであるが、安いところすなわちでたためな処理をしているところと考えると良い。すなわち、でたためな善商にゴミを託した排出者もまたでたためのでしりを受けなければならないのである。

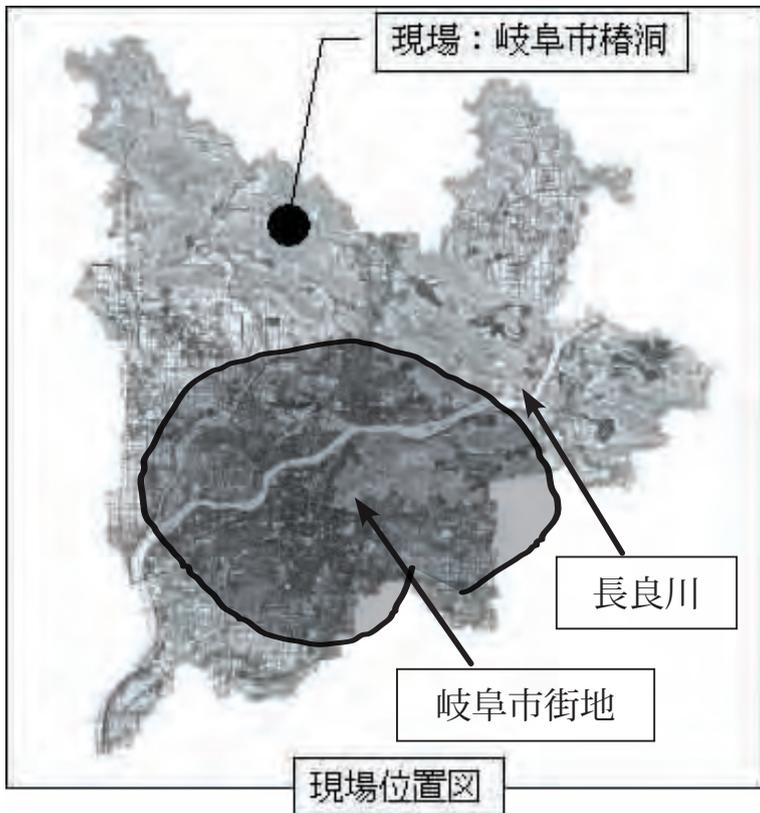
### 暴力のにおい

栃木県鹿沼市で毅然とした産廃行政マンであったクリンセンタ―所長が産廃業者によって誘拐されて殺害されてしまった。御嵩町長の柳川喜郎さんは、寿和工業による巨大産廃処分場計画に対して疑念を表明したために何者かによって襲撃された。頭蓋骨陥没など致命傷に近いダメージを負わされたが九死に一生を得たことは私達

がよく知っている。

産廃をめぐる現場ではこうした暴力のにおいが常にたちこめてい

や監督が出来なくなっているのがある。これに追い討ちをかけるようにして市議などから圧力がかか



る。そのにおいを察知したり、においをほのめかされる事によって行政担当者は萎縮し、適正な指導

れば、産廃は事実上野放し状態になってしまふ。加えて、廃棄物処理法が穴だらけ、行政権限も水質

汚濁防止法などと較べればまだまだ弱いのである。

善商があげていた法外な利益の多くは暴力団に吸い上げられていたらしいとの報道がある。東海環状自動車道路計画ルートの土地買占めにも一部ヤクザが関与していたことが報ぜられている。今回のような事態になっても、地元住民からの声が弱いのはこうした状況が関係している可能性もある。10数年に渡って県道から丸見えの現場でこんなに大規模な不法投棄が行われつづけてきたというのに、事件がようやく発覚して世の中に知られるようになったのは警察が捜査に入ってからであった。

### 対策の現状と今後の見とおし

事件発覚後に岐阜市は担当者を増員し、市役所内に調査委員会を置いて調査を始めた。次いで19人から成る第3者検証委員会を設置して実態調査と対策の検討を開始している。しかし、この検証委員会設置にあたっては住民側推薦の

専門家を拒否するなど、今回の事件を引き起こした当事者とは思えない態度を示している。逆に言えば地元住民の運動がなめられていると言ったことも出来るかもしれない。

岐阜市による環境影響調査では、何が埋められているかを調査するためのボーリング調査やトレンチ掘削調査、地下水や河川水の水質調査などが開始されている。しかし、なんとか穏便に事を納めようとしているのか、あるいは役人らしい無責任な形式主義のせいなのか、とりあえず重大な汚染はないという中間報告を行っている。ところが岐阜大学の粕谷研究室が自主的に行った調査では、現場の排水から排水基準の2倍を超える鉛が検出された。これは粕谷研究室のサンプリングが降雨の後に行われている事がポイントであると考えられる。産廃が遮水シートもない状態で埋められたような場合、有害物質を含んだ浸出

水が常時地表に浸み出してきたり河川に流れ出したりするわけではない。地下に浸透してしまうからである。それが大量の雨が降ったような場合は地下に浸み込みきれない部分が地表に出てくることがあるのである。

市の計画ではボーリングの本数も不十分だし、ボーリング孔から採取した地下水の分析計画も不十分であり、現在住民運動側から追加の注文をしているところである。今後も市民側からの監視、追及の手をゆるめず、きちんとした調査と最善の対策を求めていく必要があると同時に、この問題に関する岐阜市の責任をより厳しく追及していく必要がある。

不法投棄された廃棄物を撤去して現状回復するためには約100億円の費用がかかると思われる。いったいそれを誰が負担するのだろうか。少なくとも20億円以上の不当利益をあげていた善商は破産状態（まだ倒産ではない

が）ということになっている。先に述べたように金は暴力団関係に流れたらしいと報ぜられている。そもそも儲けるだけもうけた後は会社を倒産させて跡地の責任をとらず、どこかで別の会社を立ち上げて同じ様な事業を始めるというのはこの業界によくあるパターンでもある。

岐阜市や環境庁は排出者を特定して、現状回復のための費用負担を求めていくつもりの方であるが、調査は難航している。このことについては豊島でも青森岩手県境でも事態は似たようなもので、結局税金を投入して処理にあたっている。国民、県民は環境汚染の被害を受けたうえに、税金まで使われてしまっているのである。こうしたケースのためにアメリカではスーパーファンド法が制定されている。排出者が特定できない汚染事件の発生に備えて廃棄物排出企業が基金を積みたてておくのである。日本でもこの法律の制定を

求める声が上がっているが、政府はまだその準備を始めていない。

排出企業あるいは排出自治体は東海地方を中心にしてかなりの数に上っているものと思われるが、マニフェストなどを頼りに（たとえ偽伝票が横行しているとしても）出来るだけの追跡、特定を進めるとともに、自主的に名乗り出ることを求めるキャンペーンを張ってはどうか。悪徳処理業者の不始末は、悪徳と気がつかなかったかどうかは別にして廃棄物の処理を依頼した排出者の責任である。このことをはっきりとさせるような方向で対策を進めていくべきなのである。しかし、残念ながら岐阜市にも岐阜県にもまだそれだけの姿勢も気概も見出す事が出来ない。それを求める住民、市民運動の一層のパワーアップがほしいところである。

（いとつち ひろむ 水トラスト事務局）

## 合併の嵐が去って

宮澤 杉郎

手元に「自然とふれあい豊かな産業文化都市」  
新市建設計画概要版」という立派なパンフレット  
がある。これは、美濃加茂市・加茂郡町村合併協  
議会が発行し、各世帯へ配布されたもの。少子高  
齢化社会、循環型社会への対応という課題から始  
まり、共生・交流・安心・自立・創造という基本  
理念のもと、さまざまなバラ色の主要施策が描か  
れている。こんな町なら住んでみたいと思わせる  
ような施策のオンパレードも、よく見ると一部分  
の記述を除くとまるでノッペラボー、おそらくど  
こかのコンサルが作ったのだろう、日本全国どこ  
でも使えるんじゃないの、この地域の抱える問題  
はどこにあるのか真面目に考えたのかと疑わせる  
中身だ。これで住民を納得させられると本気で思  
ったのだろうか。

日本全国で吹き荒れている市町村合併の嵐の中、  
岐阜県は優等生として、2年前まで存在していた  
99市町村のうち白川村を除く98の自治体が、何  
らかの合併協議に加わるという状態だった。すで  
に郡上市、飛騨市や新・恵那市などが誕生してお  
り、財政優遇措置が受けられる、国への申請期限  
の2005年3月末までに駆け込む予定の協議が、  
いくつも続けられている。そんな中、これまた数  
多くの合併協議が破綻をきたして協議会の解散に  
追い込まれ、また協議会から離脱していく自治体

もあとをたたない。最近も大垣を中心とする西濃  
の市町村をはじめ、椿洞産廃問題が大きく影響し  
たと思われる岐阜市と羽島市などで、そして我が  
加茂地区の合併話も2004年末に突如として消  
滅した。その多くが住民投票や住民意向調査の結  
果を受けていうところに、住民のための合併を  
謳いながら、やはり住民不在でことが進められて  
いたことが見て取れるだろう。

八百津町を含む加茂郡7町村が美濃加茂市への  
編入合併となる法定協議は2年半にわたって行わ  
れ、2004年秋にすべての協定項目が合意され、  
11月末に美濃加茂市で、12月はじめに八百津町で  
住民意向調査が行われることとなった。双方とも、  
住民からの働きかけ、議会と執行部および議会内  
部の意見対立があり、最終的に住民に判断を委ね  
る以外になかったためと思われる。八百津町の形  
ばかりの説明会の中では、財政の逼迫による合併  
の必要性だけが強調され、残念ながら新しいまち  
づくりへの提案は一切されず、私たちは何の夢も  
描くことが出来なかった。そもそもここまでの旧  
態然とした流れは、いくら新市のパンフレットで  
住民参加を標榜していても、どうも何も期待でき  
そうもないというものだったのだ。美濃加茂市の  
意向調査の結果、合併案は否決され、市長は合併  
取りやめを選択した。そして八百津町の意向調査  
は中止、八百津町民は自分たちの将来を他所の町  
の人たちに決めてもらうという悲惨なこととなっ  
た。調査の結果がどう出ようと、自分たちの意思

を示したかったという声は多い。しかし、八百津  
町に限った話ではないが、否応なく合併の渦に巻  
き込まれた住民たちにとって、今こそ自分たちの  
足元を見つめる良い機会となったはずだ。これま  
でのようにすべて行政にお任せではなく、自分た  
ちから参加していくまちづくり、無いものねだり  
ではなく今あるものを生かす、量的拡大ではなく  
質的向上を目指すまちづくりを始める時は今を措  
いてないのではないか。自治体職員、議員にとっ  
ても然りだと思う。

それぞれの町村が単独運営で再出発すること  
なったこの地域で、合併ではなく、広域的な連携  
体制が作れないだろうか。たとえば、東白川村、  
白川町、七宗町、八百津町に御高町を加えた木曾川、  
飛騨川でつながる町村が考えられる。文化的背景  
も大きくかけ離れておらず、山間地を抱えて、同  
じような悩みと可能性を持っている。この小さな  
木曾川流域圏で、それぞれの町村の自主性を認め  
合い、固有のアイデンティティーを保ったまま手  
を携えて、各地域の足りない部分を補い合えるよ  
うな仕組みが出来ると面白い。必要な施設の共有、  
大胆な人材の交流、協同しての構造改革特区の申  
請など、知恵と力を合わせていけるのではないか。  
合併特例債の恩恵に与らなくても、ご近所同士で  
お互いに助けあい鍛えあう自治体の集まりが、国  
や県と対等に渡り合い、より安心して暮らしてい  
ける地域を作ることと思う。

(みやざわ すぎお 八百津町在住)



# 「子ども達にチームワーク と作る喜びを」

須田 宏

御嵩町では青少年が伸び伸びと育つ環境を整え、健全な育成を図ることを狙って青少年育成町民会議が中心となりさまざまな取り組みを行っています。取り組みの一例を紹介したいと思います。

「宿泊体験を通して友達とのふれあいを深める」「新しいことにチャレンジして自分で出来ることを増やす」などを目的に、昨年10月30～31日に町内綱木地区にある宿泊施設を利用して、「チャレンジ in つなぎ」と題した一泊二日の体験活動を行いました。参

加者は38名（中学生10名、小学生27名）。一昨年の体験活動に参加した生徒も12名いました。

活動内容を紹介します。

- (1) 竹で食器と竹トンボを作る  
う（竹を切ったり、削ったりして食事用のスプーン・カップ・ハシ・皿、竹トンボの作り方を覚える）
- (2) 竹ハウスを作ろう（7～8人のグループが力を合わせて竹・ブルーシート・コンパネ・ダンボールシート・ヒモを使って当日の夜グループのメンバーが泊まるハウスを作る）

(3) カレーライスを作ろう(包

丁の使い方、火のたき方

薪の割り方を覚える)

(4) その他キャンプファイヤ

ー、星空の観察と星座の

話しなど

限られた時間で行う活動のため、各グループが使う竹材100本ほどをあらかじめスタッフが伐採して施設に運び込みました。また竹ハウス1セットを組み立て、事前説明会で組立手順や竹細工の内容を説明するなどして宿泊体験



への子ども達の関心が高まるよう工夫しました。

豊かな自

然に恵まれて

いるため自

然観察など

を行ったこ

ともあります

が、チームワ

ークや作る喜び

を体験させるこ

とが子ども達に今

とても求められてい

るとの認識で一昨年からのよ

うな内容で取り組みました。

参加者の感想はおしなべて好評

でした。感想文の一部を紹介しま

す。

\*竹で小物を作ったりハウスを作

ったのが楽しかったし、難しかっ

た。他校の人とふれあえたのでよ

かった。(小四)

\*自然とふれあえたことがよかつ

た。竹で物を作るのが

楽しかった。他

校の子と友達

になれた。

ごはんが

とてもお

いしく

できて

よかつ

た。(小

五)

\*初めは

いつもの友

達と一緒にいて、

なかなか他の人と仲良

くできなかったけどハウス作り

や竹とんぼづくりをするなかで

他校の子とも仲良くなれた。す

ごくうれしかった。来てよかつ

た。(小五)

\*普段会わない人と話したり遊

んだりコミュニケーションがとれ

た。少ない時間しかいられなかつ

たけれど絆が深まったと思う。自



然のものをつかって物をつくるこ  
とや火の大切さを学んだ。(中一)  
\*日頃体験できないことができて  
楽しかった。難しいところもあつ  
たけれど箸作りが楽しかった。知  
らない子と仲良くなれた。(中二)  
子ども達のこの体験と感動の輪  
が年々拡がることを願いながら活  
動を続けたいと思っています。

(すだ ひろし 御嵩町在住)

## ●事務局だより

◇事務局定例会のお知らせ

昨秋より不定期開催だった事務局会議を月例化しました。毎月第4火曜日に働く人の家で19時30分より開催です。

水トラスト発足当初はシンポジウムや森開きイベント主催、NPO法人化など精力的な取り組みを実現してきましたが、このところ様々出されるアイデアを具体化するパワーが低下しがちでした。森の作業は月例化し継続されてきましたのでこれにない事務局会議も月例化し、パワーアップをはかりたいと考えています。

◇流域マップづくりの取り組み

次号で詳しくお知らせしますが、当初より課題となっていた木曾川流域マップづくりに取り組みます。流域にたくましく生きる人々の姿・声をひとつひとつ拾い

上げ、逐次水トラストニュースおよびホームページ上に掲載していく予定です。また、一定の情報量になったら小冊子を発行します。情報収集は基本的に事務局メンバーの取材により行ないます。流域のユニークな話題がありましたら取材に向きますので、ぜひ事務局までお知らせください。

◇小中学生の森づくり体験学習事業を立ち上げます

本文中須田さんのレポートにあるような小中学生を対象にした体験学習事業を立ち上げます。田中さんのレポートでも指摘されているように、毎月御嵩町で活動しているにもかかわらず水トラストの運動はほとんど地元住民に認知されていません。森の作業を決まったメンバーで行なうというやり方だけでは認知されるべくもありません。

須田さんの取り組みへの参与

や、下流域小中学生に御嵩で森づくり体験をしてもらうなど次代を担う小中学生に水源林の重要性を知ってもらおう。この事業をきっかけに水トラストの運動の広がりをつくっていただければと考えています。

◇水源の森・みたけに來ませんか

定例作業日：毎月第2土曜日

午前10時

御嵩町中公民館集合

名鉄広見線御嵩口駅

東徒歩数分

小雨決行

持ち物

…長袖、長ズボン、

帽子、軍手、タオル、

山歩きのできる靴、

昼食、水筒

※森には飲料水、トイレがありません。

せん。

連絡先

…中村 0574

(64) 0216

大沼 052

(779) 4291

水トラストニュース 11号 2005年2月発行

特定非営利活動法人NPO

みたけ・500万人の木曾川水トラスト

〒456-0034

名古屋市熱田区伝馬2-28-14 名古屋働く人の家気付

TEL&FAX 052-682-4737

郵便振替 00800-9-64810

URL <http://homepage3.nifty.com/mitake/>